

丹波山村キッチンカー導入事業委託業務
選定公募型プロポーザル

実施要領

令和7年8月

丹波山村

目次

1 事業の概要	3
1) 事業の目的	3
2) 事業名称	3
3) 発注方式	3
4) 委託業務期間	3
5) 委託業務の内容	3
2 事業予算	3
3 参加者の参加資格要件	3
1) 参加者の共通資格要件	3
2) 参加者の参加資格確認基準日	4
参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。	4
1) 選定の方法	4
2) 選定のスケジュール（予定）	4
3) プロポーザルの実施に係る資料の公表	5
4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表	5
5) 審査書類の提出	5
6) 契約について	5
7) プロポーザル参加に係る留意事項等	5
5 その他	6
1) 提案資料の取扱い	6
2) 情報の提供	6
3) 業務委託契約等に違反した場合の取扱い	7
4) 村の担当窓口（問い合わせ先）	7

1 事業の概要

1) 事業の目的

当事業は、令和7年度第2世代交付金事業として実施する国庫補助事業である。

平時は、村内外で丹波山村の食材を活用した飲食物の販売を行い、発災時は速やかに村内の被災箇所へ炊き出し支援を行うことができる「キッチンカー」を導入する。

2) 事業名称

丹波山村キッチンカー導入事業委託業務

3) 発注方式

本事業は、本要項にて提示する要求条件をもとに、公募型プロポーザル方式により選定した設計・施工者が車両の調達業務、設計業務、車両の改修業務（車両内の備品の調達含む）を一括して行う。

4) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5) 委託業務の内容

別添「キッチンカー導入事業委託業務仕様書」のとおり。

2 事業予算

金15,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加者の参加資格要件

1) 参加者の共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げる(ア)～(ク)の資格要件を満たすこと。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定により更生手続き開始の申し立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- (エ) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- (オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (カ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (キ) 過去2年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納して

いないこと。

- (ク) 暴力団への利益供与など、関与がないこと。
- (ケ) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

2) 参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

4 選定の手順

1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(ア) 審査方法

丹波山村が別に設置する審査会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。プレゼンテーション審査の日時等は、企画提案書の締切日以降、別途通知する。なお、やむを得ない事情によりプレゼンテーション審査ができない場合には、対象事業者と別途協議する。

(イ) 審査基準

審査は、次の観点に基づき審査する。

- ・事業運営の体制・計画性・実現性
- ・企画等の妥当性・有効性
- ・経費積算の妥当性
- ・類似業務の受託実績

(ウ) 審査結果の通知

審査結果はすべての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(エ) 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

2) 選定のスケジュール (予定)

日 程 (令和7年)	内 容
8月18日(月)	実施要領等の公告
8月18日(月)～9月19日(金)	プロポーザル実施に係る資料の開示期間
9月3日(水)	実施要領等に関する質問の提出期限
9月8日(月)	実施要領等に関する質問への回答予定期日
9月10日(水)	プロポーザル参加表明書提出(17:00まで)
9月11日(木)～9月19日(金)	審査書類提出期間(17:00まで)
～9月29日(月)	審査会の開催日(随時開催)
9月30日(火)～10月2日(木)	書類審査結果の通知
10月6日(月)まで	優先交渉権者の決定
10月上旬	契約締結目標

3) プロポーザルの実施に係る資料の公表

プロポーザルの実施に係る資料は、本事業応募希望者に開示する。開示期間内に村に対し資料を請求すること。

なお、資料の請求および受領は、本事業応募希望者のみを対象とし、代理者等による請求、受領は認めない。

また、開示した資料を、本プロポーザル応募のための検討作業以外の目的に使用してはならない。

4) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

本要領に関する質問は、必ず応募者が「質問書」に質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、電子メールにて送信すること。（質問書の様式は任意となる。）

また、直接口頭や電話での質問、受付期間終了後の質問は、受け付けない。

受付期間	令和7年8月25日（月）から令和7年9月3日（水）17:00
留意事項	自らの応募書類、提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に係る問い合わせについては、公募の公平性を期すため審査の事前及び事後とも受け付けない。
質問送付先	sousei@vill.tabayama.yamanashi.jp
回答方法	各応募者宛に回答を電子メールにて送付する。

5) 審査書類の提出

参加者は、審査に必要な書類を以下のとおり提出する。審査書類の内容および様式については、「資料2 企画提案書・資料3 見積書」を参照すること。

提出期限	令和7年9月11日（木）～令和7年9月19日（金）17:00
提出先	sousei@vill.tabayama.yamanashi.jp
提出方法	指定のデータフォーマットに従うこと
担当窓口	丹波山村地域創造課 船木（ふなき）

6) 契約について

審査により選定された優先交渉権者と支払い方法や支払い時期等を協議の上、請負契約書に明記してすみやかに契約を締結する。また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から設計業務委託契約の締結までに、村との契約に関して以下の事由に該当した場合は失格とする。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

(イ) 贈賄・談合等著しく村との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

7) プロポーザル参加に係る留意事項等

ア 実施要領等の承諾

参加者は、村への審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとす
る。

イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 著作権

村が示した図書の著作権は村に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、村は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、「提案に関する提出書類」の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(エ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、村から指示する場合を除き、認めない。

(オ) 追加資料の提出

村は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

エ 村からの提示資料の取扱い

村が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

5 その他

1) 提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、基本設計・実施設計業務の過程において、村との協議により具体的仕様その他を決定する。

2) 情報の提供

村は、本事業に関する情報提供を、村のホームページを通じて適宜行う。

3) 業務委託契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定もしくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和61年10月21日訓令第2号）により、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

4) 村の担当窓口（問い合わせ先）

〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村 2450 番地

丹波山村地域創造課（舩木）

電 話：0428(88)0211

F A X：0428(88)0207

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く）